

「豊平川景観形成の基本的な考え方」について

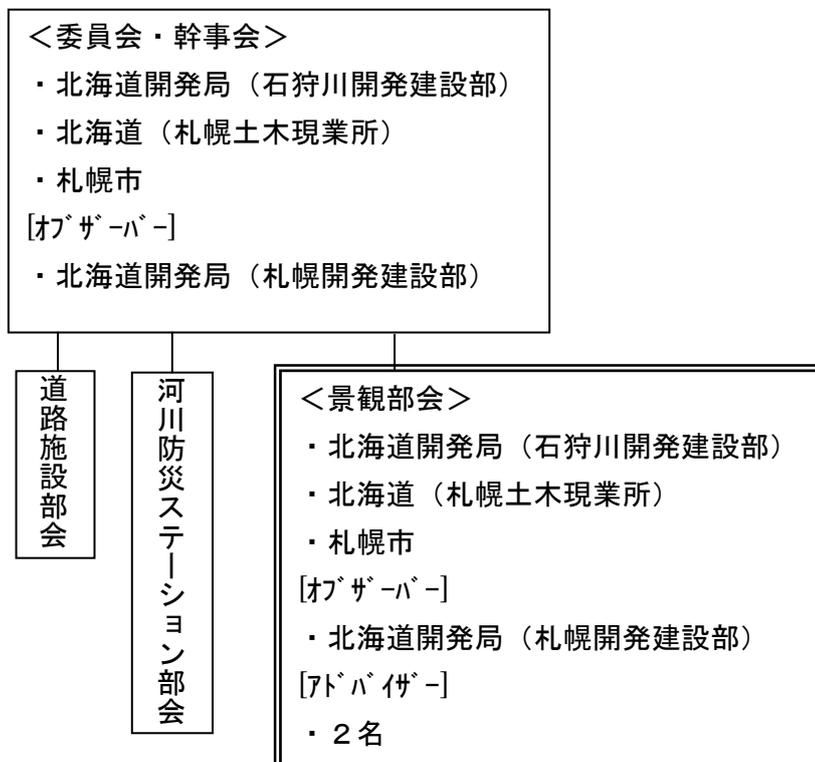
石狩川開発建設部は、昨年2月中旬から3月上旬にかけて、「豊平川景観形成の基本的な考え方(原案)」に対するパブリックコメントを行いました。その後、パブリックコメントで頂いたご意見(別紙1)や学識経験者の意見等を踏まえて原案を修正し、「豊平川川づくり・まちづくり連絡協議会」景観部会で「豊平川景観形成の基本的な考え方(案)」(以下、「考え方」(案)という。)を取りまとめました。

先月、「豊平川川づくり・まちづくり連絡協議会」委員会・幹事会が開催され、「考え方(案)」が承認されましたので、この度、「考え方」を公表いたします。

石狩川開発建設部は、豊平川の河川景観の保全と形成を図りつつ川づくりに取り組んで参ります。

<参考>

豊平川川づくり・まちづくり連絡協議会



●パブリックコメントに寄せられたご意見について

「豊平川景観形成の基本的な考え方（原案）」に寄せられたご意見について、同趣旨と考えられるご意見を整理・集約しました。

整理・集約したご意見についての石狩川開発建設部の考えを以下に示します。

① 基本理念について

意見 1) 子世代に誇れる景観づくりの取り組みは、観光都市札幌の活性化につながると期待している。

意見 2) 川の景観に配慮することは良いこと。豊平川の景観を良くすることに期待している。

『「豊平川景観形成の基本的な考え方」の理念（P2）』に示す「次世代に引き継ぐことができる魅力ある川づくり」を目指していきたいと考えています。

また、『河川景観とは（P2）』に「地域にふさわしい美しい河川景観の創出は、都市の魅力を上向きさせ、市民の貴重な共有財産ともなる。」と記述しており、豊平川の河川景観への取り組みは、都市の魅力や市民共有の財産として豊平川流域の活性化にも貢献していくものと考えています。

② 整備する期間について

意見 3) 整備期間を 30 年としている理由を教えてください。長期的な取り組みも 30 年で実施するのか。

『石狩川水系豊平川河川整備計画』（平成 18 年 9 月）の対象期間概ね 30 年としており、この間の河川整備や維持管理に合わせて、「考え方」の対象期間も概ね 30 年としています。なお、良好な河川景観の形成は長期的かつ継続的な取り組みが必要であり、取り組みの進捗度やまちづくり等の社会的条件の変化を踏まえて対象期間を見直すことにしています。

③ 河畔林について

意見 4) 昨年の春には河畔林が切られていた。市街地の中の連続した緑である河畔林はできるだけ残してほしい。

意見 5) 豊平川の高水敷を歩いていると、河畔林があって川が見えない。木が間引かれたところは川が見えて良い。

『豊平川の治水の重要性』（P7）に示すとおり、豊平川では、洪水を安全に流下できるよう河道断面を確保することが必要であり、また、河川の監視に必要な見通しを確保するために樹木の管理が必要です。一方では、各景観区分における景観の

特徴（P16,23,30,36,44）のとおり、河畔林は豊平川の景観を特徴づけているものと認識しています。これらを兼ねるため、河畔林は治水上支障のない範囲で保全しつつ、必要に応じて樹木の伐採や間引き、下枝払い等の樹木の管理をしていきたいと考えています。（P18,25,32,39,46）

④ 自然な河川景観の形成について

意見6）治水の必要性は理解できるが、もっと瀬、淵、河原のある自然に近い川にしてほしい。

『豊平川の治水の重要性』（P7）に「豊平川扇状地の氾濫域には、札幌市の中心市街地が広がり、人口、資産が集中し、地下も空間として高度に利用されている。急流河川である豊平川では、（中略）ひとたび豊平川が破堤氾濫すると、（中略）道都札幌市の都市機能を麻痺させるおそれがある。（中略）河道掘削・樹木伐採等により河道断面を確保する必要がある。また、河川監視に必要な見通しを確保するため、樹木の管理を行う必要がある。」と記述しています。一方では、各景観区分における景観の特徴（P16,23,30,36,44）のとおり、瀬や河原等の状況が豊平川の景観を特徴づけているものと認識しています。以上のことから、治水による安全性を確保した上で、『水域はとうとうとした流れを保全する』（P18）、『河畔林のあるゆったりとした流れを保全する』（P25）、『瀬、河原、河畔林のある景観を保全する』（P,32,39,46）とともに、『景観を特徴づける水際部は、自然的な水際線を形成するよう工夫する』（P25,32,39,46）ことを考えています。

⑤ 駐車場整備について

意見7）景観や管理との調整は大変であると思うが、広く市民が集えるよう駐車場を増やしてほしい。

意見8）駐車場が、テニスコートやサッカー場等から離れていて不便である。

「考え方」では駐車場整備について記載はしていませんが、『石狩川水系豊平川河川整備計画』では、『人と川とのふれあいに関する整備』（P64）の項目で、「豊平川等の河川空間を人々が憩いの場やレクリエーション、自然体験学習の場等として利用できるよう、関係機関と連携して、人と川とのふれあいの場の提供に努める。」と記述しており、ご意見を参考とさせていただきます。また、現在整備されている駐車場については、頂いたご意見を設置者である自治体に伝えさせていただきます。

⑥ 高水敷の整備について

意見9）スポーツ施設周辺などでは、低木だけでなく、市民が親しめるような花の植栽もしてほしい。

「考え方」では、「スポーツ施設等が連続し、広々としていてつかみどころのない空間になりがちな場合は、低木植栽などにより区分する」(P26,33,39,47)と記述しています。

ご意見を、公園やスポーツ施設等の設置者である自治体に伝えさせていただきます。

⑦ 水と緑のネットワークについて

意見 10) 都市の中の水と緑のネットワークは貴重であり、水に親しめる場所を残してほしい。

『2.7 上下流の連続性に関する事項』に「豊平川が水と緑の景観軸となるよう、河畔林は治水上支障のない範囲で保全する」(P53) こととし、「豊平川の上下流を結ぶ動線となっているサイクリングロードを活用し、動線の中で良好な景観を楽しむ視点場を形成する」(P55)と記述しており、自治体等と連携を図りながら豊平川の景観を楽しめる場を設けるように努めて参ります。

⑧ 施設のデザインについて

意見 11) 現在設置されている施設(看板、柵等)のデザインがバラバラである。統一感のあるデザインにしてほしい。

『2.8 豊平川全体に対して改善が望まれる施設等に関する事項』に「派手な色の利用施設や統一性のない柵など、景観に馴染んでいない人工物の改善を図る」(P56)と記述しており、具体的には、樋門・樋管、利用施設、柵、サイン、トイレといった河川内に複数ある施設について、「形状、色彩、素材等の統一を図る」(P56,57)と記述しています。

河川管理者は、具体的な景観設計に用いるデザインコードをつくり、統一を図って参ります。

⑨ 札幌市の施策との連携について

意見 12) 「札幌市河川環境基本計画(素案)」とどのように連動していくのか。

札幌市河川環境基本計画(素案)(札幌市河川環境指針に名称が変更されています)は、札幌市が管理する河川における環境に配慮した川づくりの方向性をとりまとめたものです。

また、札幌市は「札幌市景観計画」を定めており、その中では“豊平川は地域をつなぐ景観軸”として位置づけられています。

「考え方」をまとめるに当たっては、「札幌市景観計画」の担当部局にも参画頂いており、整合を図っています。

⑩ 市民等との連携について

意見 13) 工事の内容は、沿川住民ばかりでなく、もっと広い範囲の住民にも知らせ
てほしい。

意見 14) 市民が良く使う公園や広場付近での整備にあたっては、ワークショップを
開催するなど、市民の意見を聞いてほしい。

工事や整備にあたっては、関係する自治体と連携し、周辺住民に対して説明を行
ってきており、引き続き周知に努めていきたいと考えます。

⑪ 堤内側への影響について

意見 15) 景観に対する建築物の規制等は、堤内側ではどの辺りまで該当するのか？
意見 16) 豊平川から藻岩山を眺望できる景観を残して欲しい。

「考え方」の適用範囲は河川区域内です。(P4) このため、「考え方」により堤内
側で建築物に新たな規制等が生じることはありません。

しかしながら、豊平川の良い河川景観の保全と形成を図るためには、河川区域の
中だけに限らず、豊平川から見渡す遠方の山々や建築物等と一体として考えていく
必要があり、まちとの連携が欠かせないものであることから、札幌市景観計画を踏
まえて、河川区域外の「まち等」に関しても記述しています。

豊平川の河川景観の保全と形成を図るためには、関係する自治体や事業者、市民の
協働による取り組みが不可欠であり、札幌市景観計画や「考え方」を尊重して頂くこ
とに期待するものです。

⑫ まち側からの眺望について

意見 17) 堤内側（近隣の家）からデザインされた橋梁が見えるようにしてほしい。
意見 18) 道路脇の防音壁の景観を改善し、まち側から川が見えるようにしてほしい。

防音壁は、堤防上の道路を通行する車両による近隣への騒音防止の必要性から市
道の管理者によって設置されておりますが、反面、堤内側（まち側）から川側の景
色が見えないという側面もあります。景観からの視点に立って、「考え方」では、『沿
川地域における取り組み』として、「豊平川通りでは、沿道の植栽、防音壁の改善等
による景観の向上に努める」(P69)と記述しています。

⑬ まち等での取り組みについて

意見 19) まちづくりで実施することが、「望ましい」、「努める」といった言葉が多
く、他人事のように感じる。「こうします」といった表現の方が、取り組み
の決意が鮮明となり、期待がもてる。

豊平川の良い河川景観の保全と形成を図るためには、河川区域の中だけに限らず、遠方の山々や豊平川周辺の土地利用状況、建築物等と一体として考えていく必要があります。まちとの連携が欠かせないものであることから、札幌市景観計画を踏まえ、河川区域外の「まち等」に関する記述もしています。しかしながら、河川管理者が直接取り組むことは出来ないため、河川区域以外の部分については、関係する自治体や事業者、市民が「考え方」を尊重し、取り組んで頂くことを期待するため、理念や考えを記述するに止めています。(P4)

⑭ 景観に配慮した整備後の維持管理について

意見 20) 維持管理のコストについても考慮することが必要である。市民と連携した維持管理ができると良い。

市民の方々と連携した維持管理は、重要な視点と認識しています。

『石狩川水系豊平川河川整備計画』では、『地域と一体となった河川管理』(P74)の項目で、「住民参加型の河川管理の構築に努める」としており、地域住民や市民団体等と連携・協働して効果的かつきめ細かな河川管理に努めて参ります。

なお、『3.3 市民等との連携』では、「市民等は豊平川の河川景観を保全・形成し、後世へと継承する担い手でもあることから、河川景観の保全と形成にあたっては、市民等と連携した取り組みが不可欠である。」(P64)と記述しています。

また、具体的な景観設計を実施する段階においては、景観の外、治水上の機能、施工性、コスト、維持管理等を総合的に検討し、設計に反映させます。

⑮ 用語の使い方について

意見 21) 「堤内側」は分かりにくいので、市民にもわかるように表現してほしい。

河川、又は景観に関する専門用語は、適宜、本文中に語句の説明を入れました。「堤内」及び「堤外」の語句についても、追加しました。(P13の図)

⑯ その他

意見 22) サケの遡上を観察できる場所を紹介してほしい。

札幌市豊平川さけ科学館の札幌サケ情報(ホームページ)によると、サケの産卵は市街中心部から近い豊平橋や東橋付近で多く見られます。

意見 23) 今のトイレがきたないので、トイレをきれいなものにしてほしい。

ご意見をトイレの設置者に伝えます。